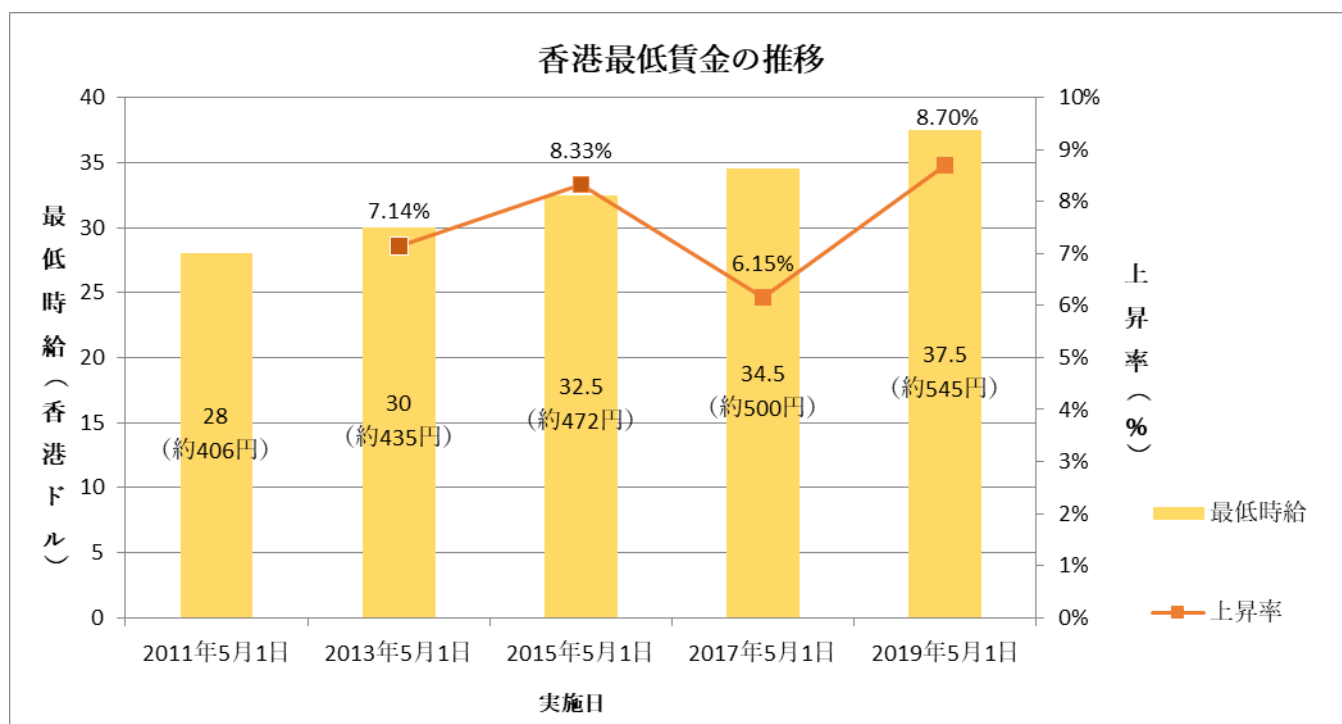


【香港駐在員事務所／香港】

香港の法定最低賃金の引き上げについて

香港の最低賃金委員会は、最低賃金を現在の時給 34.5 香港ドル(約 500 円)から 37.5 香港ドル(約 545 円)、約 8.7% 引き上げることで妥結(上昇率は過去最高)しました。同委員会は今月中に行政長官と行政会議に報告書を提出し、承認されれば来年 5 月 1 日の労働節より実施となる見込みです。香港の最低賃金は 2011 年 5 月から導入され、2 年に一度見直されています。これまでの最低賃金の推移は以下の通りです。



香港統計処データによると、今回の引き上げにより飲食・小売・清掃サービスなどに従事する約 15 万 6,000 人が恩恵を受ける見通しです。人件費の上昇は顧客に転嫁される可能性もあります。尚、平均時給が最も低い業種は以下の通りです。

業種	平均時給 (下位 25%)	平均時給 (中央値)	平均時給 (上位 25%)
不動産管理、警備、清掃サービス	37.5 香港ドル	41.8 香港ドル	54.0 香港ドル
飲食業	42.0 香港ドル	47.0 香港ドル	58.7 香港ドル
小売業	41.6 香港ドル	49.3 香港ドル	64.8 香港ドル
※その他	41.2 香港ドル	48.4 香港ドル	64.4 香港ドル

※老人ホーム、洗濯サービス、ヘアサロン等の美容院、宅配便サービス、食品加工・生産等。

【出所:香港最低賃金委員会、香港統計処】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載